



能登国司庁宣

有形文化財（古文書）

す ず じん じゃ もん じょ

3. 須須神社文書 73通

■指定年月日 昭和57年1月12日(1982)

■所有者 須須神社

■所在地 三崎町寺家4-2

式内の須須神社（中世・近世には三崎権現、すなわちたかくらのみや きんぶんのみや高座宮・金分宮・別当高勝寺）に伝来した古代末から中・近世におよぶ文書を、大正12年(1923)『須須神社誌』編さんにあたり収集したものである。

このうち最古の文書は承安5年(1175)2月28日付の上掲文書で、りつりょう律令期のこくが国衙機構が再編成されて、文書形式も国符から、在京の能登国司が在庁官人に発した国宣形式に代わっている。石川県下に現存が確認される最古の文書正文として稀有の価値をもつものである。

また約半数を占める中世文書は、当時の神事・仏事・社寺領・社家・寺家の具体的様相を知ることができる貴重な文書群であるが、戦国末期、上杉

氏の能登侵攻で神職が越後へとらわれの身となり、明治のはいぶつきしゃく廃仏毀釈で別当高勝寺の廃寺などによって、多数の史資料の失われたことが惜しまれる。